

集団健診が始まります！

12月15日(火)から24日(木)まで集団健診を行います。

※25日(金)の健診は、会場の都合により中止となりました。

今回から、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、集団健診は事前予約制です。予約された日時に、予約済みの方のみ、各健診会場にお越しください。

- 【持ち物】** 受診券、被保険者証、自己負担金
自己負担金は、各種受診券に記載されている個人負担額です。
(後期高齢者医療保険の被保険者の方で、追加項目を希望の場合は、費用がかかります)
- 【健診内容】** 問診、身長、体重、腹囲、血圧、尿(糖・蛋白)、血液(コレステロール・糖・中性脂肪・AST・ALT・γ-GT)、眼底、心電図、貧血、血清クレアチニン、尿酸
同日程で結核・肺がん検診、肝炎検診、前立腺がん検診も受診できます。
- 【注意事項】** ○健診中は各自マスクを着用いただきます。マスクはご自身でご用意ください。
マスクをお忘れの場合は健診を受けられません。
○入り口で、検温を行います。37.5度以上の発熱がある方は健診を受けられません。
○順番待ちでの密集を避けるため、受付時間近くにお越しくださるようご協力をお願いいたします。

問い合わせ先 役場保険年金課 ☎68-2211
国民健康保険係(内線172)・後期医療係(内線178)

障害のある方とその家族などの集い《雑談会》開催のお知らせ ～みんなで美味しいお菓子と共に～

利根町が委嘱した障害者相談員の方と無料でなんでも気軽に相談やお話ができます。
相談員は、当事者またはその家族でもあるため、同じ悩みや不安を経験しているかもしれません。

情報交換や経験談、抱えている悩みや不安、ご自身の体調や心配事、聞いて欲しいことなどみんなで気軽にお話しませんか。
個人情報は厳守いたします。

当日集まった方々で、障害者施設で手作りしている美味しいお菓子などを食べながら自由に、気軽にお話ししましょう。

対象者 障がいを抱えている方、その家族など
みなさんお誘い合わせの上、ご参加ください。
※当日プレゼントあり…かも♪

日時 令和3年2月25日(木) 午前10時～正午
場所 利根町役場 5-A会議室
人数 10人程度まで(予約制)

※新型コロナウイルスの感染状況によっては変更になる場合があります。



予約・問い合わせ先
役場福祉課 社会福祉係 ☎68-2211 (内線128) 担当: 細井
参加希望の方はお気軽にご連絡ください。
主催: 障がい者まちかど相談室

追納すると税金が戻る場合があります。
また、年金額が増えます。

例: 課税所得金額が約300万円の場合⇒所得税・住民税が最大約8万円軽減されます。

追納保険料額の年間合計が
約40万円の場合(2年分)

追納保険料額は
実質約32万円

※所得税率10%、復興特別所得税を所得税額の2.1%、住民税を10%として計算
注1 追納保険料は社会保険料控除の対象となりますので確定申告または年末調整の手続きが必要です。
注2 所得などにより、軽減されない場合があります。

追納を行う場合は、申し込みが必要です。

土浦年金事務所(土浦市下高津2-7-29)で申し込みを行っていただき、厚生労働大臣の承認を受けたうえで、発行された納付書でお支払いしていただきます。
(口座振替ならびにクレジット納付はできません)

追納に関する注意事項

- ①追納ができるのは追納が承認された月の前10年以内の免除等期間に限られています。
(例えば、令和2年4月分の納付は令和12年4月末まで)
- ②承認などをされた期間のうち、原則古い期間から納付していただけます。
- ③保険料の免除もしくは納付猶予を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされますので、お早目の追納をお勧めします。

※平成30年度・令和元年度は追納加算額はありせん。

【令和2年度中に追納する場合の額】

年度	全額免除・納付猶予 学生納付特例	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
平成22年度の月分	15,550円	11,660円	7,780円	3,880円
平成23年度の月分	15,340円	11,500円	7,670円	3,830円
平成24年度の月分	15,190円	11,390円	7,590円	3,790円
平成25年度の月分	15,160円	11,370円	7,580円	3,790円
平成26年度の月分	15,310円	11,490円	7,650円	3,830円
平成27年度の月分	15,640円	11,730円	7,810円	3,910円
平成28年度の月分	16,290円	12,210円	8,150円	4,070円
平成29年度の月分	16,510円	12,380円	8,250円	4,120円
平成30年度の月分	16,340円	12,250円	8,170円	4,080円
令和元年度分の月分	16,410円	12,310円	8,200円	4,100円

問い合わせ先 土浦年金事務所 国民年金課 ☎029-825-1170
※自動音声案内になっていますので【2】を押した後に【2】を押してください。
役場保険年金課 国民年金係 ☎68-2211 (内線176)

国民年金保険料の免除や猶予の承認を受けた期間がある場合、保険料を全額納付した場合と比べて将来受け取る年金額が低額となります。
しかし、免除などの承認を受けた期間の保険料については、後から納付(追納)することにより、老齢基礎年金の年金額を増やしたり、社会保険料控除により所得税・住民税が軽減されるので、ぜひ追納を行っていただくことをお勧めします。

知って得する!
国民年金
あれこれ
国民年金保険料の追納制度をご存知ですか?